

真庭市企業人材スキルアップ支援事業補助金

募集期間
4月1日
～
3月13日

経営力・技術力の強化を図ることを目的とした従業員研修等の受講の経費及び外部講師を招へいして研修会を開催する場合の経費に対して補助金を交付します。

- 対象者 次の要件をすべて満たす市内の事業者が対象となります。
 - 市税を完納していること
 - 補助事業にかかる経費を全額負担していること

●内容

	対象事業	対象経費	補助金額
研修等参加事業	経営力または技術力の向上を目的とした研修、講習等に従業員等が参加し、受講する事業	研修に参加するための ○受講料 ○教材料 ○交通費 ○宿泊費 (1泊上限12,000円) ○その他必要と認める経費 ※フォークリフト免許、危険物取扱者等の業務に通常必要な各種資格等の取得・更新等は対象外	対象経費の1/2 (1,000円未満切捨て) ※受講者1人につき1回あたり 上限50,000円 ※1市内事業者につき1年度あたり 上限200,000円
研修等開催事業	外部講師を招へいして、経営力または技術力の向上を目的とした研修等を自ら開催する事業	研修を開催するための ○会場借上料 ○講師の謝金 ○講師の交通費 ○講師の宿泊費 (1泊上限12,000円) ○その他必要と認める経費	対象経費の1/2 (1,000円未満切捨て) ※1市内事業者につき1年度あたり 上限100,000円

●流れ

- ① 真庭市役所ホームページより必要書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- ② 記入した申請書類に、市税の完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）等を添付し、事業を実施する**10日前までに**、産業政策課へ提出してください。
- ③ 審査後、市役所より補助金交付決定通知書が送付されますので、確認後、事業を実施してください。
- ④ 事業実施後は、30日以内（または3月31日のいずれか早い日まで）に実績報告書等を産業政策課へ提出してください。
- ⑤ 補助金の額が確定した後、請求に基づき、指定口座へ振り込みを行います。

真庭市役所 産業観光部産業政策課

TEL / 0867-42-1033 FAX / 0867-42-3907